

「海老名市成年後見制度利用促進基本計画」に係るパブリックコメント及び関係機関への意見聴取の結果

◇意見募集期間 令和3年12月1日（水）～令和4年1月4日（火）

◇提出件数 パブリックコメント 1件（持参 1件）

関係機関からの意見 6件

計7件

◇結果

| | 意見内容 | 市の考え方 |
|-----------|--|--|
| 1 市民（上郷） | <p>成年後見制度利用支援事業拡大利用に関する提案 （中略） ～生活力に乏しい障がい者、一人暮らし高齢者向けにその利用拡大を提案します～</p> <p>老人福祉法32条によって、市町村長は、「精神上的障がいにより、事理を弁識する能力を欠く常況にある者」について、家裁に対し後見裁判の請求をすることができるとされています。 （中略）</p> <p>海老名市においては市長申立については、既に制度及びその助成がなされております。しかしながら、その枠に限るとの見地から真に必要な者が広く活用できているとは到底思えない数字（令和2年3件（第8期えびな高齢者プラン21））で御座います。</p> <p>ご本人、親族等の申立についても対象として頂けるものであり、また、海老名市が行っています市民後見人制度活用を活性化することや、専門職をお願いすることで真に必要なと思われる方々への明るい将来への希望が生まれ、誰でもが何時でも弱者になれ得る市特有の施策になるのではないかと考えます。 （中略）</p> <p>一市民として、介護保険法と同様な考え、つまり、国民皆保険制度の根幹である、「国民一人ひとりが弱者を支えあう」を取り入れ、その費用負担の財源の一部として、市民一律1か月50円程の税負担増を提案したいと考えます。そのことで、市在住の約300人近くの弱者が対象となれるものと考えます。加え、これに関わる国、市の助成を充たせれば諸経費を見込んだとしても、なお、支援を受けられる方々の増加は確実に考えられるからです。</p> | <p>御指摘のとおり、海老名市では、市長申立かつ一定の要件を満たすケースで、後見人等の報酬の助成を行っております。報酬の助成については、市長申立に限らず親族等の申立についても対象とし得ることから、本計画において助成対象の拡大を図ってまいります。</p> <p>また、市民後見人の育成及び活用についても、本計画で取組む内容となっており、期間中に市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の更なる活用を図ってまいります。</p> <p>なお、ご提案いただきました「市民一律1か月50円の税負担増」については、現在のところ実施の予定はなく、御意見として賜ります。</p> |
| 2 高齢者関係機関 | <p>成年後見制度は手続きがややこしく、お金の問題を抱えている人が多い。 手続きと費用の双方を支援する仕組みがあると助かる。</p> | <p>中核機関となるえびな成年後見・総合相談センターにて、申立支援を受け付けております。また、海老名市の報酬助成制度については本計画の施策3に位置付けており、対象者の拡充に向けて見直しを行っています。</p> |

